

久慈川の舟運と江戸回漕路

誌名	水利科学
ISSN	00394858
著者名	金沢, 春友
発行元	水利科学研究所
巻/号	5巻2号
巻号補足	
掲載ページ	p. 128-136
発行年月	1961年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



久慈川の舟運と江戸回漕路

金 沢 春 友

1. 城米の輸送

万葉集に収められる久慈川を詠んだ歌に、

久慈河はさけくありまて しほぶねに

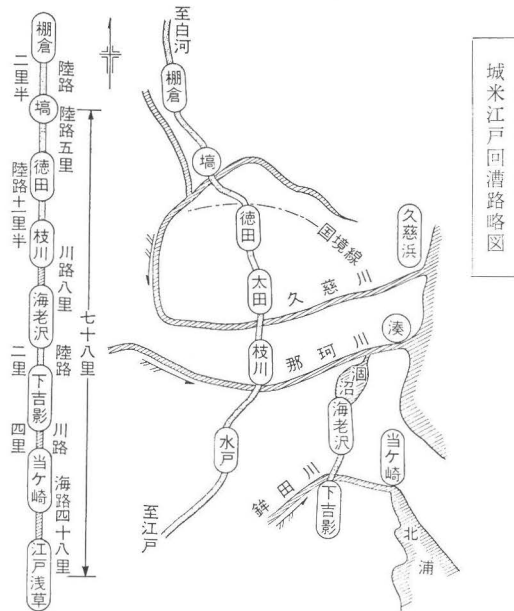
まかぢしじぬき わはかへりこむ

という久慈郡の丸子部の佐壯すけをのものがある。これは王朝時代に、辺境防備のため徴募されて、九州博多の地に送られた防人の、その出発にさいしての心境を推察して読んだものであろう。由来、東北の人物は質実剛健で、しかも真面目であり、淳朴であったと伝えられる。この防人については、福島県会津地方にも、これにちなんだ歌があるのだから、久慈川沿岸はもちろん南奥各地から徴発された人々もあったことであろう。佐壯の歌には「まかぢしじぬき」とあり、また「しほぶね」ともあるから、これは久慈川下流でのことであろうと思われる。ただ当時にあつては、久慈本流全川にわたって、舟運の便があつたかどうかは明らかにしようがないが、貞享・元禄時代には、そのような舟運があり、その後は中絶されたといわれる。

筆者がここに述べようとするのは、このような古代に遡るものではない。近世つまり江戸時代の末期においては、この地方には幕府直轄地が散在しており、その出先機関である代官所は、奥州白川郡埴村（現在の埴町）に常置されてあつた。そのため幕府へ上納する城米をはじめとし、奥州より関東地方へ輸送される諸物資は、すべて馬背によって陸路を継ぎ立てられたのであるから、容易でなく、おまけに諸大名通行にともなる助郷賦役などもあり、支配下農民はひどく困憊していた。

陸路による従来の輸送路は、城米にあつては、埴から5里の地徳田宿（茨城県久慈郡里美村内）までは農民各自の負担であり、駄馬によって徳田に運び、

同地出張の幕府役人に引き渡して帰村する。1日の行程ではあったが、国境に険峻な峠がひかえ、往復10里で、大へんな困難をともなった。



江戸時代の前半期では、この地方は棚倉藩に所属していたが、8代将军吉宗のとき、享保14年に所轄地域の組替えと新設が行われ、塙を中心とする久慈川盆地一帯は棚倉領からさかれて、幕府領に編入され、御料となった。そのため従来は、北方2里半の城下町棚倉まで運搬上納した武家米は、ここで南方の地徳田宿まで輸送し、さらに70余里の江戸浅草蔵前までの運送費用も負担せねばならなくなった。この困難を克服し、安易な輸送路を求めようとして調査した結果、久慈川通船が考えられた。そして、その実現に邁進努力した人物が現われた。私はこの人物を中心として、その史実を究明し、あわせて地方経済史の一端を明瞭にしたいのである。

2. 金納制度の復活運動

城米の納入は上述のような状態におかれていたので、識者間ではこの米穀貢納制度を現金納付に改める努力が大いになされ、数度の陳情請願におよん

なのであるが、官府の認めるところではなかった。

この問題に関して、宝暦7年に代官渡辺半十郎に宛てた石代金納復旧についての願書がある。非常に長文で、くどくどしくのべていて、繁雑にすぎるので、要点だけを参考に供したい。

- ① 宝暦6年にも赤米・青米が問題になった。赤米は当地方山間部の下田に作付けする品種で、他のそれよりは収穫も多く、百姓の飯米にも適するので非常に多く耕作されている。青米はごく下田か谷あいの土地に適するから、当地方の山間部や、高冷地帯に多く作付けされている。それで、赤米・青米を除外されたのでは、貢納米が不足する。しかもこれを補なう良質の米がない。
- ② 米の作付面積を減反することが一番よいが、気候風土の関係上、他の品種を耕作しては、かえって青米を増加させることになる。その理由は赤米以外の品種を作付けすると、冷え立ちとなり、青米となりがちだからである。
- ③ 青米を貢納米から除外されるとまことに困る。すなわち、これの代替米がなく、そうでなくてさえ第3納期には、余儀なく他借するか、あるいは繰り越しか滞納するかしているからである。
- ④ 白川郡は大部が山村地帯で困窮百姓が多く、貢納米を代官所の倉庫まで搬入するにも、遠隔かつ悪路であり、さらに降雪のさいなど、「よわ馬」での運搬は難儀このうえもない。
- ⑤ 去年9月中に請願し、10月中に惣金納三ツ割割賦石代金を上納したが、石代値段は、前々のように棚倉・石川・竹貫・小野新町の4ヵ所における10月市場の上米平均値段にしたがった。

以上がその要点であり、ぜひ石代金納の旧制に復してほしいというものであった。それが、今度旧制に復し、現物納入に変更したのである。農民の受けた衝撃はきわめて大きい。米質・量目などの選別や検査をはじめ、納期が歳末の降雪期であることや、塙と徳田間陸路5里の行程と、各自山村自宅からの運搬もあり、雪どけ道を駄馬に2俵負わせての輸送は、とても容易なことではなかった。

3. 城米貢納の径路

塙御料と称されたのは、最初は久慈川本流をはさんだ肥沃豊壤な盆地と、産金の古い歴史をもつ八溝山(1,022m)とを含んだ地域であった。がその後逐次組替えや新編入などが行われ、今日の東白川・西白河・石川・田村地方と、さらに茨城県多賀郡内の数ヵ村という広範囲におよんだ。そして所轄も6万石から9万石の間を上下し、統治者である代官は塙に駐割した。

さて廻米における寛延1年10月の白川郡塙村ほか43ヵ村の村役人たちが結んだ協議の証文をみると、以下のような事項が知られる。

- ① 本年の白川郡南郷村々の江戸送り城米は、このたび伝法屋庄左衛門・西村屋久兵衛兩人へ依頼するよう郡中協議のうえ定めた。
- ② 御城米引渡し場所の当ヶ崎から江戸蔵前までの諸入用・差米など、一切御米1,000俵につき金3両2分ずつ出費し、伝法屋・西村屋両店に世話方を任せる。
- ③ 当ヶ崎からの上乗給料と欠米運賃・俵切替諸経費は、従前どおり世話役方へ差し出し、村々個々では関係しない。
- ④ 江戸貢納は上乘の者(郡中の名主たちの推薦者)に一任し、諸入用雑費は請負方より支払う。
- ⑤ 徳田宿より当ヶ崎までの欠米駄賃・舟賃・宿賃などは郡中一同にて支払う。
- ⑥ 江戸表で貢納米の中に小石そのほか雑物が入っていて、不合格になったときは、村々の米主がその責任を負う。

他方、廻米の精選や俵装などに関しても、そのつど嚴重な指示がなされ、これに対して請書を提出するのであり、支配下農民は細心に準備して適格品を作らねばならない。つまり、村ごとに杵取・米見の請書が出されたわけで、米質の選択や乾燥とか量目について、さらに古縄の使用禁止や、五ヵ所詰束とすることなどが誓約されたのであるから、大へんきびしかった。

城米の引渡地が他藩内であり、代官所々在地から5里をへだてた場所であったことは、納入義務者である農民に多額の経費と時日を負わせた。それで代官所付近で納入ができたなら、百姓にとっては、このうえないことであった。久慈川の水利を利用し、舟筏による輸送ができたならと考えるに至るこ

とも、なにより当然である。

しかし、舟運を利用しようとする大きな理由は、うえに示した困難な事情だけにとどまらない。交通手段の未発達な江戸時代においては、馬背による費用と舟運による経費の間に、いちじるしい開きがあった。いま、米100石(270俵1斗ただし3斗7升入)の輸送経費を例にあげると、つぎのような数字がみられる。

鏹35貫938文——常州徳田より枝川河岸まで道のり11里半陸付駄賃(1里1駄につき鏹22文2分ずつ)

鏹4貫166文——枝川河岸より海老沢まで川路8里、150~250俵積船(1俵につき14文8分ずつ)

鏹6貫248文——海老沢より下吉影まで道のり2里(1里1駄につき鏹22文2分ずつ)

鏹911文——海老沢における米筏切賃・河岸揚賃・番賃(1俵につき鏹3文2分3厘7毛ずつ)

鏹278文——同所問屋庭銭(1俵につき1文ずつ)

鏹1貫546文——同所津役(1俵につき5文5分ずつ)

鏹278文——同所問屋庭銭(1俵につき1文ずつ)

鏹546文——同所津役(1俵につき5文5分ずつ)

鏹2貫693文——下吉影より当ヶ崎まで川船賃(1俵につき9文5分8厘ずつ)

鏹911文——同所米筏切賃・船積小揚番賃(1俵につき3文2分3厘7毛ずつ)

鏹278文——同所問屋庭銭(1俵につき1文ずつ)

鏹900文——当ヶ崎米筏切賃・船積小揚番賃(1俵につき3文2分3厘7毛ずつ)

鏹278文——同所問屋庭銭(1俵につき1文ずつ)

一覧しただけで陸路輸送費と舟船による運送費の差額の大きなことが判然しよう。してみれば、久慈川舟運の利用の暁には、塙一当ヶ崎間でゆうに半減できる。この舟運が絶叫提唱されるのも、決して偶然ではあるまい。ここにその重要性を痛感し、決然起って久慈川利用の舟筏権を獲得し、水運による回漕業を営もうとする企業家が出現した。ほかでもない、塙村の隣村の北、棚倉領川下村(現在塙町内)の重郎次がその人物であった。

4. 久慈川舟運事業の開始

川下村の重郎次が、この事業を計画し、その許可申請を代官所に提出した年月は不明である。しかし、彼の申請に対して、代官所ではこの事業が川筋の村々に支障となるかどうかについて問うたらしく、文政3年10月には、白川郡塙村名主ほか14ヵ村の名主連名で、塙代官寺西重次郎に答申がなされた。つまり一同は協議の結果、川筋には多くの灌漑用の井堰や護岸堤防などがあるが、出願人が支障なく適切な設備をなすということであり、この事業は福利増進にもなるので、異議はないと上申したのであった。そこで同月には早速、本格的に以下のような協定書が重郎次から出された。

- ① 用水井堰や川除などに支障が生じたならば、早速通船を止める。
- ② 井堰・川除・船路の施設は永久に重郎次が負担する。河川の浚渫変更はもちろん、必要な河川の維持費も同様である。
- ③ 従来 of 水量で通船し、流水を増加させる施設は決してやらない。
- ④ 河岸場は河川関係村々と相談のうえ、用地を借用したい。10ヵ年経過後は始発河岸を塙村から棚倉領内川下村に移したい。
- ⑤ 河川関係15ヵ村の米穀と商用物品など、手持船で運漕するのは自由である。公儀の役銭は格別だが、自分の河岸を使用しても荷口銭などは一切とらない。
- ⑥ 重郎次の河岸での収入の2割は、関係各村へ差し出す。ただし、棚倉領の河岸は除外する。
- ⑦ 奥筋商店への荷物は、重郎次管理の河岸では陸揚げしない。東館か戸塚で陸揚げし、所在の間屋から駄送させる。しかし、久慈川下流の産物と塩は除外する。
- ⑧ 万一用水堰などが水不足で、舟行できない場合でも、堰下などに河岸の新設は絶対にしない。

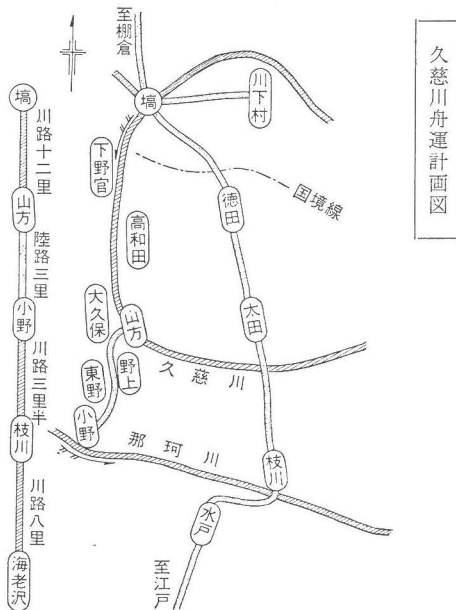
また、この10月に、通船1件について、15ヵ村で取り決めているところも、この重郎次の協定に基づいた内容のものであるが、ただ城米積立ての折に、濁水で船が陸付けできないさいの協定として、船積人夫を助郷の人馬割当ての割合で差し出すことが、1条加わっている。

この事業の沿岸村に対する支障の有無が問われたのは、以上においては、

幕府領に限ったものであるため、南の水戸領関係はどうであったかを考えてみなければならない。幕府の勘定所は水戸藩にこのことを尋ねており、水戸藩はつぎのような返答を送っている。

久慈川通船に関し、国許水戸へ申し送り、旧記などを取調べさせたところ、貞享3年から元禄年間まで、通船業が行われたが、その後中絶、さらに正徳年中も通船したが、これまた中絶、以来文政初年まで、再々出願人があったが、計画だけで実現に至らなかった。久慈川はすこぶる急流で、大転石があり、船の運行は困難であろう。奥州塙代官所の村々より、収納米を枝川河岸まで駄送することの困難から、百姓救済の目的で、通船にするのは最上かつ当然の仕法と心得る。当領役場においても、その意を酌み、少しも差支えないとは申し上げかねるが、田方の用水時期や、百姓農事多忙のさいに、支障ないよう代官所で取計らいができるならば、領内の儀は別に異議はない。

水戸藩はこうは答えたが、なお意見として、この事業は大へんむずかしいものであり、折角許可しても、数年で廃業になるおそれがあるから、この点を勘考されるとよいとのべている。



天保12年の「稿年番所日記」によると、通船許可の事前調査の記事がみえる。5月17日の条には、久慈川試験通船の試乗がすみ、通船世話方取締として金山村（西白河郡内）の郷士鈴木伝左衛門ほか3名が任命されたとあり、6月18日の条には、原田純平（塙代官所元締役）が久慈川筋と井堰を検分し、金山村鈴木伝左衛門と年番茂右衛門も同行して、飯野から漁船で真木野まで下り、同地の作右衛門宅に泊ったとある。ついで8月4日には、通船許可が南郷の村々に申し渡された記事がある。

天保13年の同日記になると、井堰内に通船用の水門を設けた個所の検視のことがみえる。3月18日に原田・三島の両名が水門を新設した場所の検分に出張しているのである。通船が実施されるようになると、運送賃が問題になってくるが、同年の5月27日には、真名畑村名主茂左衛門がその調査のために、水戸領の宮河岸から頃藤・高和田・小野・海老沢・吉影の諸河岸まで出張して、帰村したことが書かれている。一方、天保14年7月22日の塙代官所の回文には、漁猟の築きずを新設するさいには、通航のじゃまにならぬようにと注意しているのも、通船の往来の進捗を物語るものである。

5. 立原翠軒の運河計画

棚倉領川下村の重郎次の久慈川舟運計画は、上記のように、塙村河岸から山方宿河岸に至る延長12里におよぶ舟運であり、山方宿で陸揚げし、大久保・野上・東野の3部落を経て小野に着き、ここから那珂川を下り、従来の江戸回漕路に接続するものである。ところが、海老沢と下吉影の間は、陸路2里あり、さらに下吉影から当ヶ崎まで川路4里、つまりこの間6里が問題なのである。

いま陸路の2里に運河を開鑿し、川路4里間を浚渫するときは、全路が舟運となり、輸送量は倍加し、したがって運送賃銀も非常に通減されるばかりでなく、日時短縮など、その受ける利益は甚大であった。

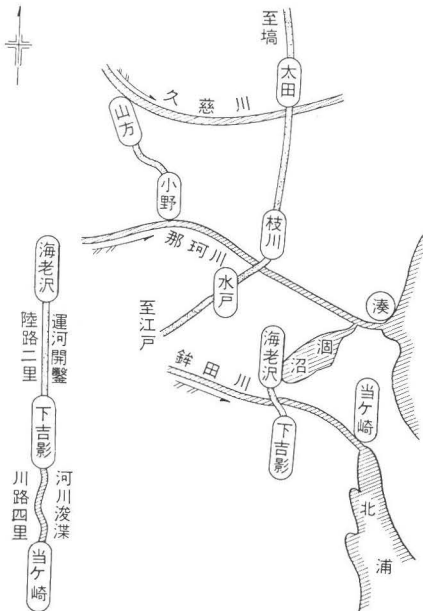
水藩の碩儒立原翠軒は、百年の大計として、この劃期的事業に着目し、これを断行せんとした。そして、当時この方面の達人として有名であった本多利明をこの衝に当らせ、踏査や予測・測量・設計などを委嘱した。利明も翠軒の意を体し、ただちに綿密な調査を終了した。利明の調査口上書を見るとつぎの要旨がのべられている。

江戸より銚子へ舟行して、出地出崎の難所鼻々より諸方への方位を測り、それより常州へ入り、かの掘割カ所を細見したが、その結果は非常に上々で掘鑿も容易で、常州の利便となる要地であろう。また、大矢川や涸沼より湊までの水勢流行の始末や、銚田川と涸沼川との高低の予測も終えたが、このうへはさらに精密な水盛で高低測量を行い、工費の概算書も作製したいと。

なお、本文によると、利明は地質の調査はもちろん、地形の高低測量なども相当綿密に調査し、さらに進んで測量と設計に着手する準備を終えたいらしい。ところがなんとということであろう。翠軒は水藩内に勃発した学派党争の渦中に巻き込まれ、しかも彼はその中心人物であった関係上、彰考館長の栄職を退き、そのうへ藩関係の公職のすべてを辞さねばならぬ破目に陥ったのである。このため、この大事業も着手寸前に挫折し終わった。かえすがえすも痛恨事といわねばならない。利明が翠軒の高弟小宮山桐軒に宛てた本計画に関する書簡（本多利明集370頁）は、その経緯にふれている。

このような有益な事業は、時代を異にしても識者間にはたえず絶叫されていたに相違ない。下って、明治の聖代を迎えたさい、旧幕臣石橋絢彦もこの

事業を踏襲し、本運河の開鑿を計画したが、これまた不運にも中道に挫折し終わって、今日に至っている。
（文部省庶民史料調査委員）



立原翠軒の運河計画図（水戸の部分）